

自浄作用活性化委員会答申

自浄作用（活性化）の現状と今後の福岡県医師会の役割

平成24年3月

福岡県医師会自浄作用活性化委員会

平成24年3月30日

福岡県医師会
会長 松田峻一良 殿

福岡県医師会
自浄作用活性化委員会
委員長 戸次鎮史

本委員会は、平成22年10月19日開催の第1回委員会において、貴職より「自浄作用（活性化）の現状と今後の福岡県医師会の役割」について検討するように諮問を受けました。これを受け、本委員会では、2年間にわたり検討を重ねた結果をとりまとめましたので、答申いたします。

平成24年3月
福岡県医師会自浄作用活性化委員会
委員長 戸次鎮史
副委員長 坂本雅子
委員 有留秀泰
委員 池永満
委員 大木實
委員 大串修
委員 川波壽
委員 玉井収
委員 津田泰夫
委員 林田スマ
委員 福地正明
委員 南浩
委員 山岡春夫
(委員は、五十音順)

目次

1. はじめに	2
2. 自浄作用活性化の現状	3
(1) 対内的方策	
1) ハートフル研修会	3
2) 安全管理研修会	6
3) 医療保険に関する会員指導	6
4) 医事紛争に関する会員指導	7
5) 自浄作用強化月間	8
(2) 対外的方策	
1) 県民公開講座（メディペチャを含む）	8
3. 今後の福岡県医師会の役割	10
(1) 対内的方策	
1) 会員の倫理的意識の向上のための対策	10
2) 会員の倫理向上のための教育の企画・実施	11
3) 会員の（職業）倫理に反する行為への対応（医療保険に関する会員指導）	12
(2) 対外的方策	
1) 県民へのさらなる啓発活動	12
2) 情報の共有化と信頼関係の構築について	13
4. むすび	15

1. はじめに

日本では、戦後、感染症対策中心であった医療が健康の維持・疾病の予防が医療の中心となり、疾病構造の変化によって医療環境が大きく改変し「患者中心の医療」となってきた。さらにIT化でインターネットが普及してきて情報の氾濫などが起こり、より社会構造が複雑化して「患者—医師関係」が変化してきた。

一方、日本の財政状況が悪化の一途をたどり、高齢化社会による社会保障、特に医療給付の財政負担が重くのしかかってきたために、財務省・厚生労働省は、医療費削減を強く打ち出してきた。その一貫として、マスメディアを利用して日本の医療費が高すぎるなどの情報を国民に流し、医療不信・医師不信を煽り、医療事故などを大々的に取り上げ医療訴訟が増加してきている。

これらの医療不信・医師不信を打開するために、日本医師会は、平成12年「医の倫理綱領」を策定し、平成16年には「医師の職業倫理指針」を示し、会長諮問である「日本医師会の自浄作用活性化を目指した具体的指針」の答申が提出された。

時を得ずして福岡県医師会は、この趣旨に沿い自浄活性化委員会を設立し、協議を重ねて平成16年・17年度会長諮問「医道倫理の視座からの自浄作用の具体的方策」の中でハートフル研修会を企画し、医療現場におけるトラブルや苦情・訴訟の事例を通じて会員それぞれがより患者・家族の立場にたった医療を提供できるようになることを目的に弁護士会・行政担当者に依頼して、研修会を開催し、現在も継続して実施している。また、安全管理研修会として、大学病院・公的病院など機能評価を受けている大病院での医療事故へのハイレベルな対応・原因究明・再発防止対策など例示してもらいワークショップ形式で検討・協議していただいた結果を福岡県医報に掲載し、県内会員の医療機関における医療安全対策への活用を期待している事業を実施している。

平成18年・19年度会長諮問「自浄作用活性化実践の評価と充実」、平成20年・21年度会長諮問「職業倫理と自浄作用の定着」においても、ハートフル研修会の有意義性が評価され継続していくことと、受講数が少ないことの反省からさらなる広報の充実、研修会の内容の検討を実施し、安全管理研修会では、参加医療機関をさらに拡大し、内容の充実を図ることとした。

そして、今回平成22年・23年度会長諮問「自浄作用（活性化）の現状と福岡県医師会の役割」のテーマをいただき、原点に戻り医の倫理・職業倫理から考える自浄作用活性化事業について福岡県医師会の役割について検討することとした。

2. 自浄作用活性化の現状

(1) 対内的方策

1) ハートフル研修会

会長諮問「自浄作用（活性化）の現状と今後の福岡県医師会の役割」を受けて本委員会において、これまで医療安全・患者安全を中心に開催してきたが、会員の不祥事・不正、職業倫理をテーマにしてはどうかとの意見が多く出されたので、平成 23 年度は職業倫理の原点にもどる内容の研修会を開催した。

事例に基づいた内容の研修会では参加者も多く、反響もよかったが、一方で、医の倫理の相対的な内容については参加者が少なく、あまり評判が良くないという傾向がアンケート結果から見られ、各会員に倫理的意識を持ってもらうことは簡単ではないことを痛感した。今後はアンケート等を参考に自浄作用の具体的実践と職業倫理の醸成を図れるものとしなくてはならない。

前期の答申において、参加者の減少などの課題を指摘していたが、今期の 6 回の研修会を映像配信のサテライト方式で実施することで参加者を増員することができた。

また、平成 23 年度の第 5 回研修会は初の試みとして、第 1 回から第 4 回研修会の総括としてシンポジウムを行い患者、行政、識者、医療機関の各々の立場よりご講演いただき、フロアと意見交換を行った。日曜日の午前中に開催したにも関わらず、参加者は 105 名で、医師だけでなく看護師や事務職員の方にも参加していただけた。また、在宅・かかりつけ医支援等委員会にご協力いただき、新「かかりつけ医」の更新要件に「二年に一度ハートフル研修会を受講すること」を入れていただくことで、今まであまり関心を示されていなかった会員に研修会を受講してもらうきっかけとしてもらった。その結果として、第 5 回研修会では約半数が初回受講であった。

研修企画・内容についても「大変よかった」、「わかりやすかった」との回答が 8 割近くあり大変有意義な研修会になったと考えている。

会員への倫理の意識付けは、一朝一夕に定着するものではないため、根気よく倫理意識の向上のために研修会を行っていく必要がある。

しかし、前述したとおり、医の倫理の相対的な内容についてはあまり関心が示されていなという問題があるため、今後研修会の内容を含めた企画・実施についてはさらなる工夫が求められる。

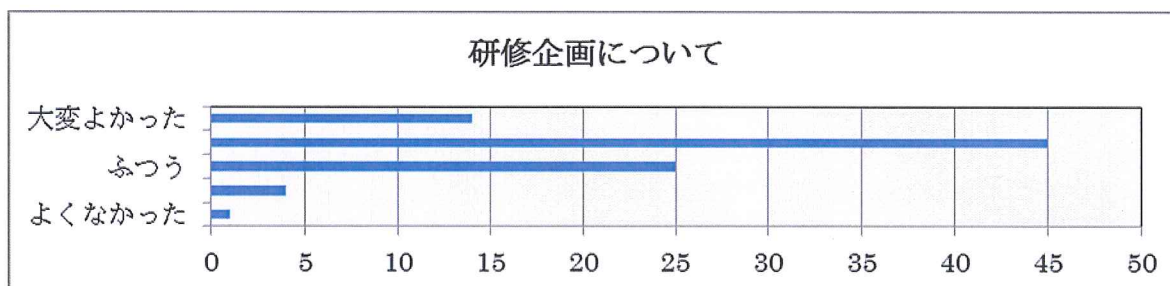
【ハートフル研修会テーマ】

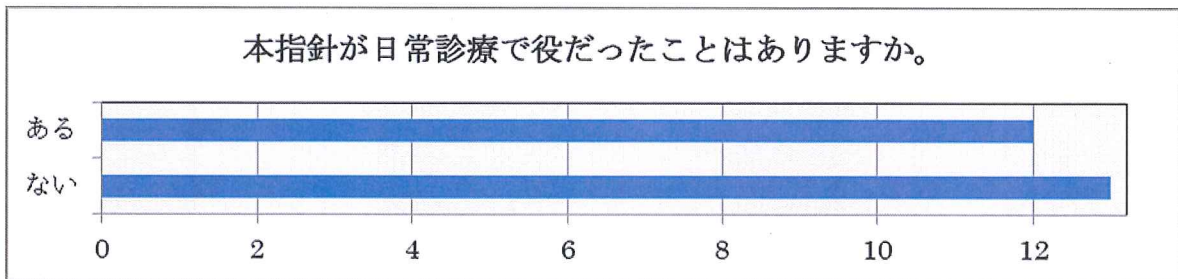
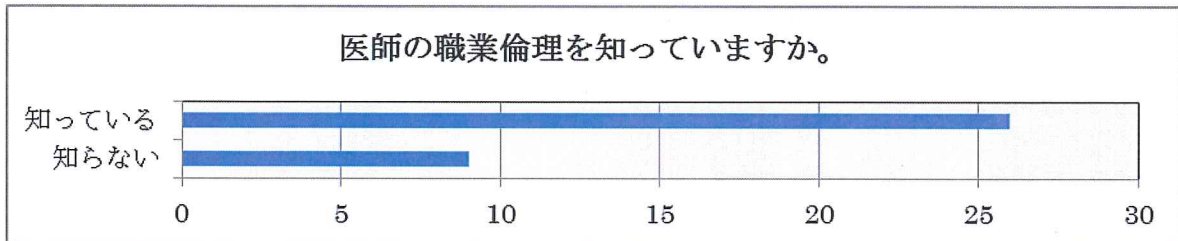
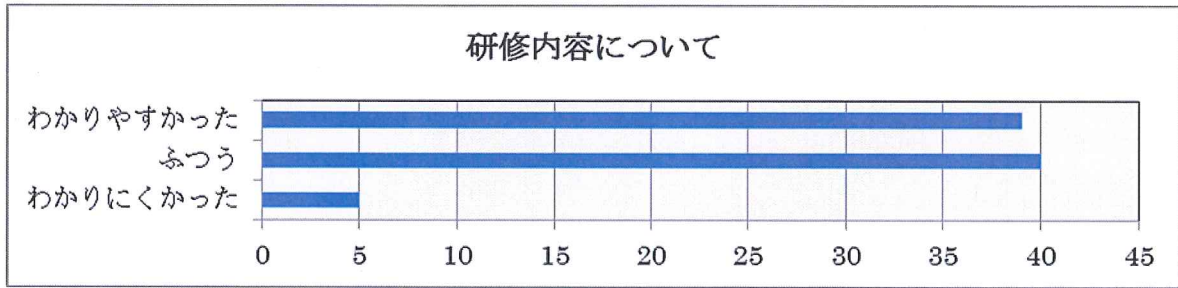
平成22年度	第1回 2月24日	事例に学ぶ～高齢者の医事紛争～ 講師：患者の権利法をつくる会 事務局長 小林 洋二 ※195名
	第2回 3月17日	事例に学ぶ ～行政の医療安全対策、医療相談事例と関係法令～ 講師：福岡県保健医療介護部医療指導課 医療指導係長 原 正彦 ※163名

平成23年度	第1回 7月26日	患者の権利オンブズマンにおける苦情調査事例と相談支援事例にもとづいて考える 講師：患者の権利オンブズマン会議メンバー 弁護士 橋本 良実 患者の権利オンブズマン理事・市民相談員 福山 美音子 ※187名
	第2回 9月7日	医療法・医師法（概要）/保険診療について 講師：福岡県保健医療介護部医療指導課 参事補佐兼医療指導係長 原 正彦 福岡県保健医療介護部医療保健課 保健指導係長 敷田 裕一 ※206名
	第3回 10月18日	インフォームドコンセント ～双方向のコミュニケーションと患者理解～ 講師：九州大学大学院医学研究院 教授 荒木 登茂子 ※247名
	第4回 12月9日	イギリス（イングランド・ウェールズ）における医療倫理教育 講師：首都大学東京法科大学院 教授 我妻 学 ※80名
	第5回 3月4日	患者さんとのよりよい関係をめざして 基調講演：九州大学大学院医学研究院 教授 荒木 登茂子 シンポジスト：患者の権利法をつくる会事務局長 小林 洋二/ 福岡県保健医療介護部医監 香月 進/社会保険小倉記念病院安全管理部課長 鈴木 三弥子 ※105名

※参加者数

【ハートフル研修会アンケート結果】





※グラフの数値については第1回から第5回研修会のアンケート結果の平均を使用

①指針がどのような場面で役にたったのか。

- ・ 尊厳死や延命治療等に関する問題を検討する際の一つの指標となった。
- ・ 日常の診療の原点。

②日常の医療現場における医療倫理問題について

- ・ 医療倫理は、各医師の人間性が強く影響するので、医の教育の根幹から見直しが必要。例えば、医学生の倫理教育など。
- ・ 患者やその家族による暴言、暴力行為の問題。
- ・ 患者の求めていることを理解することが重要だと考えている。
- ・ 医師の行為は全て患者の利益であるという認識を深めること。
- ・ 医療行為のリスクについて十分に説明すること。
- ・ 患者の立場に立って出来るだけ思考、実行すること。
- ・ 私利、私欲にとらわれず誠意を持って一所懸命患者診療にあたるのが基本と考えている。
- ・ 患者家族に検査結果や病状をどこまで伝えていいものか。

2) 安全管理研修会

平成16・17年度の会長諮問「福岡県医師会の医道倫理の視座からの自浄作用の具体的実践方策」を受けて、患者が安心して安全な医療を受けられる環境の整備をするために、責任を追及するのではなく、再発を防止し、今後の診療現場に生かす仕組みを構築することを目的として安全管理研修会を開催することを本委員会で答申し、平成18年度より毎年開催している。

現在は、日本医療評価機構認定医療機関より毎回10病院を選び、その内の3～4病院から医療事故事例を提供してもらい、その事例発表に関しコーディネーターのもとで意見交換を行なっている。今後も、参加医療機関には事故発生時の対応、原因の究明、再発防止策などについて他の医療機関と意見交換を行い、情報を共有することで、より安全で患者が安心して受診できる医療提供体制の構築に努めていただくとともに、本研修会の内容を県医報に掲載し、会員へ周知することにより、同じような医療事故を未然に防ぐよう活用してもらおう。

参加医療機関については、前回の答申においても提言があったように、日本医療機能評価機構認定病院だけでなく、全医療機関を対象とし多くの医療機関に参加してもらおうよう引き続き検討することを要望する。

【安全管理研修会テーマ】

平成22年度	第1回	1. CVカテーテルの逸脱 2. 緊急搬送時の診断と対応 3. 患者専用喫煙所でのセクハラ行為
平成23年度	第1回	1. 心臓カテーテル・PCI治療後の穿刺部血腫 2. 患者誤認防止対策 3. ワーファリン服用患者に対する緊急手術事例
	第2回	1. 持参薬に関わる事故防止に向けた取り組み 2. 医師と看護師、医師間の情報交換不足について（申し送り体制） 3. 病理標本の患者間違い

3) 医療保険に関する会員指導

平成11年より不正請求等による監査、保険医療機関の取り消しが相次いだことから、平成12年度より3年間行政と共同で病院を対象に保険集団指導を実施するとともに、平成13年度より九州厚生局と福岡県の共同で実施される個別指導の結果、再指導となった医療機関を対象に指導時の指摘事項が改善され、再度、再指導とならないよう県医師会並びに郡市医師会保険担当理事が保険診療について懇談を行っており、現在も継続されている。

また、平均点数が高い上位8%の保険医療機関を対象に実施される集団的個別指導について、平成12年度～平成21年度までの10年間、会員に保険診療に対する理解を更に深めていただくため、対象医療機関のみではなく、全医療機関が5年に1度

必ず受けることとし、保険集団指導講習会として実施した。平成22年度からは、形態が変わり、全医療機関に6年に1度必ず受けていただくこととし、保険指導会として実施している。

このように、医療保険に関する会員の指導については、従前から県医師会が自発的に会員を指導し、不正請求等の防止に努めてきており、自浄作用活性化に取り組んでいる。

4) 医事紛争に関する会員の指導

患者またはその家族と医師・医療機関との揉め事を医事紛争と称しているが、このうち医療行為に関わるものを福岡県医師会に報告してもらい解決を目指す仕組みが「医事調停委員会」である。

計12名(弁護士2名を含む)の委員で構成され、原則として月1回開催している。一つ一つの案件に対し内容を分析し、医療行為上の過誤が存在するか否かに最も重点を置き協議している。毎月届出のある案件の内、医療過誤と断定すべきものは極めて少ないが、解決に臨む交渉担当者からの報告によれば、患者側は医療過誤の有無ではなく、医療側の説明や態度に不満があることが多く見られる。日々の診療で多忙を極める私たち医師は、患者に対し、ともすれば丁寧な説明がされていないケースが多々あるのではないかとと思われる。

しかし、患者側にとっては自分や家族の受けている医療に対し理解や納得されないまま、悪い結果が出たときに大きな不満が生じている。このように、患者の真の不満は医療側の不十分な態度にあるにも関わらず、私たちは医療行為への不満すなわち、医療過誤であると患者側が考えていると誤解している場合も多い。ここに、いわゆるインフォームド・コンセントが極めて重要である根拠がある。医療過誤については、患者への謝罪と再発防止を徹底すること、また、上記の様に患者・医療側の医師の疎通に問題がある場合は迅速に当該会員や医療機関に連絡し、善処することとしている。

これまでの、医事調停委員会ではただ単に「揉め事の法的解決」に終始していたが、紛争を生じた事例の中に患者側への配慮不足や理解不足が指摘されたとき積極的に医療機関側への改善も指導していきたい、

今後自浄作用委員会では、いわゆる医療被害者等と称される人たちからの声も直接聞く機会を設けることも一つの方策だと考える。

5) 自浄作用強化月間

平成18年度の答申において、毎年9月と3月を『福岡県医師会自浄作用活性化月間』とし、さまざまな医師会活動の中で会員へ「医の倫理の高揚」を喚起するようにはしていたが、今年度まで実施されていない。

そのため、強化月間に具体的に何を行うか、来期の委員会において協議を行う必要がある。

(2) 対外的方策

1) 県民公開講座（メディペチャを含む）

福岡県医師会は医療モニターの会“メディペチャ”を開催している。この会は県民の皆様から直接、医療や医師、医師会などに対するご意見をお聞ききしようと企画されたもので、全国的にみても、稀でユニークな取り組みと言える。平成15年よりはじまり平成23年には9年目を迎えた。現在は県下4ブロックごとに開催し、各ブロックは新聞等で募集した10名のモニターに県医師会、郡市医師会のメンバー数名が加わり構成している。進行を第三者機関にまかせることで、発言しやすい雰囲気を作り、医師会とモニターの方々がともに医療を考える場とすることを心がけている。都合3回の会合をおこない、1回目は医師会側の発言を控え、ひたすらモニターの方々のご意見を拝聴することに徹する。2回目から医師会メンバーも議論に加わり、3回目にはそれまでの議論をまとめ、医療のあるべき姿の提言をおこなう。本会はモニターからの質問や疑問に医師会が答えるという形式ではないが、ご本人やご家族が医療現場で不満を感じたことがモニター応募の動機であった方も多く、話し合いの中で誤解を解消できることもあり、お互いの理解を深める場となってる。また、いわゆる“患者心理”を知ることのできる貴重な機会であり、医師にとって自分の診療をふりかえるいい契機ともなる。このような医療を受ける側、医療をおこなう側が直接顔を合わせ、話し合える機会を設けることは自浄化の観点からも重要と思われる。

さらに、例年2名のモニターの方には福岡県医師会主催の「県民のための公開講座」にシンポジストとして参加していただいている。平成23年度は「認知症に寄り添って」のテーマで開催し、海外での生活経験や介護経験などを踏まえた貴重な意見を述べていただいた。

【県民公開講座テーマ】

平成 22 年度	「がんと生きる」 特別講演：患者仲間と支えあって ～「がん・バッテン・元気隊」3年目の活動報告～
平成 23 年度	「認知症に寄り添って」 特別講演：ほっとけ 心のアップレ介護

【メディペチャ】

平成 22 年度	北九州地区	第 1 回会合 北九州市立商工貿易会館	7 月 3 日
		第 2 回会合 北九州市立商工貿易会館	8 月 28 日
		第 3 回会合 KMMビル	10 月 9 日
	福岡地区	第 1 回会合 天神ビル	6 月 26 日
		第 2 回会合 天神ビル	8 月 21 日
		第 3 回会合 福岡県医師会館	10 月 16 日
	筑豊地区	第 1 回会合 イイヅカコミュニティセンター	7 月 31 日
		第 2 回会合 イイヅカコミュニティセンター	9 月 4 日
		第 3 回会合 飯塚コスモスコモン	10 月 30 日
	筑後地区	第 1 回会合 石橋文化センター	8 月 7 日
		第 2 回会合 石橋文化センター	9 月 18 日
		第 3 回会合 石橋文化センター	10 月 23 日

平成 23 年度	北九州地区	第 1 回会合 KMMビル	6 月 18 日
		第 2 回会合 KMMビル	7 月 23 日
		第 3 回会合 KMMビル	9 月 3 日
	福岡地区	第 1 回会合 天神ビル	6 月 11 日
		第 2 回会合 天神ビル	7 月 2 日
		第 3 回会合 福岡県医師会館	8 月 27 日
	筑豊地区	第 1 回会合 イイヅカコミュニティセンター	6 月 25 日
		第 2 回会合 イイヅカコミュニティセンター	7 月 30 日
		第 3 回会合 イイヅカコミュニティセンター	9 月 10 日
	筑後地区	第 1 回会合 石橋文化センター	7 月 9 日
		第 2 回会合 石橋文化センター	8 月 20 日
		第 3 回会合 ハイネスホテル小倉	10 月 1 日

3. 今後の福岡県医師会の役割

(1) 対内的方策

1) 倫理的意識向上のための方策

(要点)

- A. 患者さん側からみた倫理感と時代背景に則した内容の方策が必要である。
- B. A 会員以外の会員にも医の倫理、職業倫理の向上に努めてもらうことが必要である。
- C. その研修会の対象を地区や専門分野に細分化する必要がある。

まず、医師と患者は病気を挟んで立場が全く異なること、たとえ医師であっても病気になる、入院すれば、たちまち患者という弱い立場に陥ることを認識すべきである。

現在、患者の価値観や人生観も多様化し、医療情報もマスコミを通じて氾濫している。患者の要求も必然的に高くなる中、医療機関においては医療安全の意識が高まっており、いろんなマニュアルができていく。技術的にもレベルアップしているが、根底にあるヒューマンエラーは、質を変えて完全に消えることはない。マニュアル通りやっていたら、問題は起きない、起きてほしかったことはない、リスクを予測する態度は少なくなり、不測の事態に適切な対応を行うことができなくなるかもしれない。

しかし、医療事故が起これば、必ず医事紛争になるわけではない。逆に、医療事故と全く関係ないところでも医事紛争は起きているので、日常の診療でインフォームド・コンセントに心がけ、全人的な信頼関係を維持すべきである。

患者はそれぞれ独自の人生観で生きてきたので、それらを見做して、医師の人生観を押しつけることは出来ない。長い間医療に従事していると、日常の診療について慣れっこになり患者の立場に立って医療を見つめることを忘れがちになり、言葉遣いはどうか、親切な対応をしているか、患者の訴えをよく聞いて問題点を把握できたか、検査を受ける身になってどの程度の苦痛を伴うかなどを気遣うことが薄れがちになる。

そもそも、各人の倫理観は、自らの直接的な体験や、他の医師の姿勢ないし経験（中には模範として見習うべきものもあれば、反面教師とすべき失敗経験もある）を知ることを通して醸成されるものと思われる。

したがって、医師会としては、常にさまざまな方法でA会員だけでなく勤務医や研修医等に事例を交えながら情報を届けることが大切であり、特定の会員、それも倫理意識や責任感のある会員のみが参加するような講演会ではなく、例えば患者（バランス感覚のある意見を持った人々）たちとのコミュニケーションの場や緩やかな語り合いの場を工夫してつくってみることも原点に返ることのできるきっかけになるかもしれない。なお、医の倫理や職業倫理は医学教育の中で必要不可欠なものであること

は、諸外国の医学部教育の中でも示されていることから、四大学が集まる福岡県医学会総会において各大学で研修医、医学生向けに実践的活動を行ってもらおうよう提言していくべきだと考える。また、対象を地区や専門分野ごと年齢や世代別などに分けて研修会を開催するなどさまざまな方策を今後具体的に検討していかなければならない。

2) 倫理向上のための教育の企画・実施

(要点)

- A. 研修会不参加や参加困難な会員のために、インターネットを利用し、情報を共有化した意見交換会
- B. 医師と患者さんたちとの直接情報交換できるコミュニケーションの場
- C. 患者さんからの良い事例や明るい事例を盛り込んだ研修会

福岡県医師会や各郡市区医師会は医療安全委員会やハートフル研修会などを通して、会員の倫理観向上努めているが、参加者が少ない、毎回限られた会員のみが参加するなどの課題がある。

また、アンケート結果から医の倫理に対する相対的な内容はあまり評判が良くなく、倫理向上については簡単にいかないものだと実感させられた。

今期は、医師会の研修会に顔を向けない会員にいかにしたら、受講してもらえるかを考え、かかりつけ医・在宅支援等委員会にご協力いただき、1000名以上が登録している新「かかりつけ医」の更新要件に「二年に一回以上ハートフル研修会に出席すること」を加えていただいた。これをきっかけに研修会に参加していただきたいと考えている。今後もこのように、様々な事業と関連して自浄作用研修会を実施し、会員に広めていかなければならない。

また、方策の中でも述べたように企画の工夫も求められる。いつも同じようなことばかりでなくさまざまなアイデアを実践してみる必要がある。例えば、インターネットを使って情報を共有したり意見交換ができるようなことを考えてみるなど、忙しい会員にとって参加しやすい方法を探ることも大切である。

研修会参加者のアンケート結果からもわかるように、具体的な事例を中心とした情報交換や患者たちとのコミュニケーションの場を積極的につくり医師と患者との互いの理解を深めることにも力を注ぐべきである。

又、悪い事例の検証ばかりではなく、よいことを認め合い励まし合うことのできる内容を盛り込むことも大切ではないだろうか。例えば、「この先生の××という発言/行動で救われた」、「△のような不幸な事態となったが、病院側の対処が誠実で好感を持った」といったような患者サイドの意見や感想を収集して紹介するなど。

どのような仕事の現場でも、素晴らしい事例を知ることから仕事に対する意欲や希望がわいてくるものである。会員が前向きに医療に取り組むことにつながるような明る

い話題の提供も倫理意識の向上を求める上で必要だと思う。

3) 会員の倫理に反する行為への対応

医療保険に関する会員指導については、前掲のとおり従前より自浄作用活性化に取り組まれており、問題は無いものと思われる。

倫理に反する行為については厳しくあるべきであり、その指導については医師会としても具体的な対応策を明らかにして当たる必要がある。

非会員の不祥事が問題であるが、同じ医療者の立場として医師会は指導力を発揮していかななくてはならない。

(2) 対外的方策

1) 県民へのさらなる啓発活動

(要点)

- A. シンポジストの構成メンバーを患者代表、識者、行政、現場の医師に
お願いし、県医師会の医事調停担当理事、医療安全担当理事、医事紛争
経験豊富な弁護士の方にまとめていただく。
- B. 委員会の取り組みを具体的にマスメディアに広報する
- C. 「ラジオ診察室」などの番組を企画し、医療に関するわかりやすい情報、
医師による医療相談などの場を作る

県と郡市区医師会が行っているものに県民公開講座とメディペチャがある が年数を重ねていくにつれ、もう少し改善されるべきところがある。

県民公開講座について、シンポジストの構成メンバーは患者代表、識者、行政、医療現場の医師がそれぞれの立場で話して頂いて、全体を総括する立場で事例を多く把握している県医師会の医事調停担当理事や医療安全担当理事の方と紛争に多く携わっておられる弁護士の方にまとめて頂く。

しかし、県民は医師会やその会員が倫理意識向上について具体的な取り組みをしていることなどほとんど知らないと思う。会員の医師には当然倫理意識は備わっているものと信じており、その中で患者は常に安全安心の医療現場を求め、幸せな治療を受けることを望んでいる。つまり医師に対する信頼度は高いはずである。したがって、医療事故や納得いかない医療行為を知ることにより期待を裏切られ、そのことを極めて大きな問題にするということになる。悪いニュースばかりが取り上げられるが、よい情報も発信することが必要かもしれない。

県民には医師会が会員に対して倫理意識向上の取り組みを行っていることを具体的にわかりやすくマスメディアなどを使って伝えるべきである。つまり、自浄作用活性化や倫理意識の向上の取り組みを内部で行うことと併行して、県民へは医師に対する信頼性を高めることや親近感を持つことを目的にさまざまな情報を提供すること

も必要である。

例えば、医療に関するわかりやすい情報、医師による医療相談などを「ラジオ診察室」のようなかたちで提供して医師と患者のコミュニケーションの場をつくることもよいと思う。会員医師にとっても気づきや学びの場になり、倫理意識の向上が患者の幸せにつながることを実感することになる。共に幸せな医療現場の実現のためにはもっとさまざまなことをオープンにしてわかりやすく語り合うことが必要だと思う。

また、平成23年度に初の試みとして、ハートフル研修会の総括のシンポジウムを開催したが、来期は、県民にも参加いただき、医師会の取り組みについて理解をいただくとともに、県民から出された意見を今後の県医師会の自浄作用活性化対策に生かされるようにする。

2) 情報の共有化と信頼関係の構築について

(要点)

- A. 日本の文化・歴史などを背景にした日本人に適したインフォームドコンセントが必要である。
- B. カルテの記載は、客観的事実に留めるべきである。

医療従事者と患者が共に育ち合うこと、そのためには必要な情報が共有されることが必要である。医師会も発信力をもつことが大切であり、定期的に医師会主催の健康講座などを行い患者との距離を縮めることや医療相談実施のアピールなども行うことが必要である。

医療は医師およびコメディカル・スタッフと患者さんとの信頼関係をもとに成り立つものであり、相互の信頼関係を築くには、「インフォームド・コンセント」が欠かせない。患者本人に治療法の選択権や自己決定権があるにしても医学のプロでない患者や家族が適切な判断が出来るとは限らない。日医の生命倫理懇談会ではアメリカ式の説明と同意をそのまま日本に導入しようというのではなく、日本の医療の歴史、文化的な背景、国民性、国民感情などを十分考えながら、日本に適した説明と同意を行わなければならない。患者は医師の専門的能力と判断を尊重し、医師は患者の自己決定権と人権を尊重する。お互い信頼し合い、協力して医療を進めることが出来れば良いとしている。

一方、患者にとって、現在かかっている医師を信用しない訳ではないが、何となく物足りない思いや納得いかない時に、他の専門医の診察を受けてみたいと思っても、そのことを切り出せずにいる。医師の心証を損なうのではないかと気遣うのである。医師はその申し出があれば積極的に専門医を紹介し、セカンドオピニオンに協力すべきである。

アメリカでは医師は常にカルテなどの資料が医療過誤訴訟に用いられることを前提に注意深く書いているという。そのため、カルテの記載は客観的事実にとどめ、患者の精神的、心理的状态に対する主治医の主観は控え気味になり、トラブルになりそ

うなことの重要なことは記載を避けることになる。

カルテの開示については患者と医師との信頼関係を築く意味からも、基本的には賛成である。医療機関と患者が情報を共有することで、お互いの信頼関係が深まり、医療の質が高まることが期待されている。

ただし、患者の知る権利と知らない権利を調和させることは難しく、法制化については国民と医療機関の幅広い同意と理解が必要となる。

4. むすび

平成22年・23年度委員会は、平成22年4月1日日本医師会役員選挙があり、前福岡県医師会会長の横倉義武先生が副会長に当選されたために、急遽福岡県医師会会長選挙が再度あり、前専務理事の松田峻一良先生が会長に就任された関係などのために、この委員会の開催が遅れ、平成22年10月19日に第1回の委員会が開催となり、会長諮問「自浄作用（活性化）の現状と福岡県医師会の役割」のテーマを戴きました。松田会長より、これまでの内容を見直して原点に遡り、「医の倫理・職業倫理」を核とした内容で答申するようにとの御指示であった。平成22年度は、残りの期間が短いので、ハートフル研修会を2回にして、映像配信のサテライト方式を取り入れて開催、安全管理研修会を1回開催した。平成23年度は、ハートフル研修会を5回、安全管理研修会を2回開催した。

ハートフル研修会については、サテライト形式にしたために、徐々に参加者が増加してきているが、まだまだ広報などの対策・工夫が必要と思われた。

しかし、第5回は、「患者さんとのよりよい関係をめざして」のタイトルで、第一部は、九州大学大学院医学研究院 教授 荒木登茂子先生に基調講演をお願いし、第二部は、シンポジウム形式で、シンポジストとして、識者の立場：荒木登茂子先生、患者さんの立場：患者の権利をつくる事務局長・弁護士の小林洋二先生、行政の立場：福岡県保健医療介護部医監の香月進先生、医療現場の立場：社会保険小倉記念病院安全管理課長の鈴木三弥子先生の講演の後、この委員会の委員でフリーアナウンサーの林田スマ氏にコメンテーターをしていただき、座長兼コーディネーターとして北九州市保健福祉局医務監の熊澤浄一先生をお願いし絶妙ですばらしい進行の下に討論会が行われた。会場の出席者（医師・看護師など）からの反応が非常に良く、アンケート結果でも好評であった。今後は、一般の県民の方にも参加していただける公開講座形式で検討していきたい。

安全管理研修会については、これまでと同様なワークショップ形式で続行した上で日本医療機能評価機構認定病院だけでなく、県内の多くの病院・診療所にも参加を呼び掛けていきたい。

年に一回、日本医師会で開催されるシンポジウム「会員の倫理・資質向上をめざして」に出席したが、その内容は不正行為や医療事故対策、苦情処理対策が主なもので、福岡県医師会としては、すべての会員の共通認識として自浄作用を活性化させ、そのことにより県民の信頼に応え得る医療を提供するとともに、医療事故などを未然に防ぐための対策を構築するために取り組んでいる。今後もこの方針で継続して取り組んでいく予定である。

答申に当たり委員の方々に執筆をお願いしましたが、討論の時間不足と「医の倫理・職業倫理」との創大なテーマであるために非常に御苦労されたようで心より御礼申し上げます。提出していただいた答申文書をどうにかまとめさせていただきました。今回は、今後の委員会活動のための「たたき台」と御容赦願いたいと存じます。

最後に、今回の答申書作成にあたり御協力・御指導いただいた各委員の方々には大変感謝申し上げます。